

“新・労務管理セミナー”

最新“パワハラ防止”セミナー

～パワハラ防止は感情（怒り）のコントロールから～

職場でのパワーハラスメント（パワハラ）防止のため、
パワハラ防止関連法（労働施策総合推進法）が施行されています。

“職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題”に関して「雇用管理上講ずべき措置等に係る指針」が告示されて、パワハラの具体的な内容や、事業主が講ずべき措置の内容等が定められ、義務化されました。

パワーハラスメントを無くするためには、①法及び導入・実践の知識及び②感情（特に怒り）のコントロールが重要です。当協会では、独自に①・②を組み合わせ、アンガーマネジメントを活用した最新の“パワーハラスメント防止セミナー”を下記の通り開催致します。会員事業主・管理職他関係各位様に是非、ご参加頂きたくご案内申し上げます。



●日 時

第3回：令和5年 1月20日（金） 13:30～16:30

●講習内容

13:00～	開場受付開始
13:30～16:30	アンガーマネジメントを活用したパワーハラスメント防止（詳細別紙）

●会 場 関西労働衛生ビル 4階 講習室 大阪市中央区常盤町2丁目1-12

●定 員 20名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）

●参加対象 管理監督者（部長・課長・係長他）・労務担当者等

●受講料 5,000円（消費税込み）

●申込要領

申込書を予め **FAX (072-846-5414)** のうえ、申し込み後14日以内に受講料を銀行振り込み願います。ご入金を確認できましたら FAX にて、受講票を送信させていただきます。

公益社団法人大阪労働基準連合会 **北大阪労働基準協会支部**

〒573-0023 枚方市東田宮 1-6-4 ☎ 072-846-2173

“パワーハラ防止対策” 新労務管理セミナー一次第



“アンガーマネジメントを活用した” パワーハラスメント防止について

13 : 30 ~ 16 : 30

【第一部】

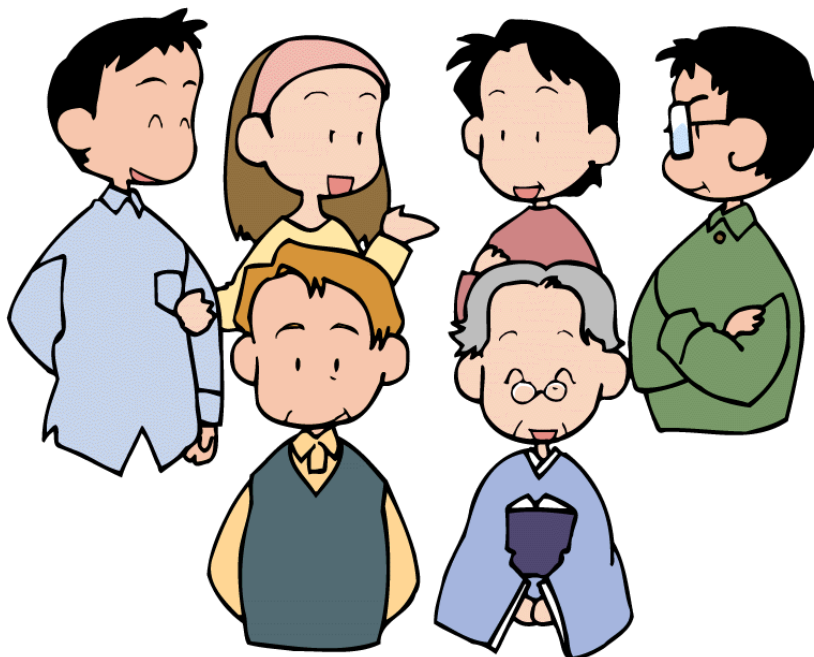
- ① 法改正の動向・パワーハラスメントとは
- ② パワーハラスメント防止指針について
- ③ 事業主のなすべき雇用管理上の必要な措置
- ④ “パワーハラスメント”と“業務指導の違い”

【第二部】

- ① アンガーマネジメントとは
- ② 怒りのメリット・デメリット
- ③ アンガーマネジメント3つのコントロール
- ④ 良い叱り方・悪い叱り方

日本アンガーマネジメント協会
認定講師 平井 司

- ・アンガーマネジメントファシリティー
- ・ハラスメント防止アドバイザー
- ・アンガーマネジメントコンサルタント



「新・労務管理セミナー」申込書

FAX 072-846-5414

受講希望日	令和5年1月20日（金）
事業所名	
担当者名	
所在地	〒
電話	
FAX	

受講番号※2	受講者

※2 受講番号の記入は不要です。

- 申込書を予めFAXのうえ、申込後14日以内に受講料を銀行へお振り込み願います。
ご入金を確認できましたらFAXにて、受講票を送信させていただきます。

【振込先】

銀行名	りそな銀行 枚方支店		
預金種別	普通預金	口座番号	6114466
口座名義	(公社) 北大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部 シャ) 材サカウトウキジ ユンレコウカイ キヲ材サカウトウキジ ユンキョウカイツブ		

- この受講申込書でご提出いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。